

議第 106 号

下呂市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について

下呂市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 4 年 11 月 30 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

令和 5 年 4 月から、地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）が施行され、地方公務員の定年が現行の 60 歳から段階的に 65 歳まで引き上げられることに伴い、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

下呂市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成16年下呂市条例第50号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（給与の種類）</p> <p>第2条 職員の給与は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げるものとする。</p> <p>（1） <u>法第22条の4第3項に規定する定年前提任用短時間勤務職員</u>（以下「<u>定年前提任用短時間勤務職員</u>」という。）以外の職員 給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当</p> <p>（2） <u>定年前提任用短時間勤務職員</u> 前号に掲げるもののうち、扶養手当、住居手当、単身赴任手当及び退職手当を除いたもの</p> <p style="text-align: center;">（非常勤職員の給与）</p> <p>第4条 常勤を要しない職員（<u>定年前提任用短時間勤務職員</u>を除く。）については、任命権者は、常勤の職員との権衡を考慮し、予算の範囲内で、給与を支給するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">（給与の種類）</p> <p>第2条 職員の給与は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げるものとする。</p> <p>（1） <u>法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員</u>（以下「<u>再任用職員</u>」という。）以外の職員 給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当</p> <p>（2） <u>再任用職員</u> 前号に掲げるもののうち、扶養手当、住居手当、単身赴任手当及び退職手当を除いたもの</p> <p style="text-align: center;">（非常勤職員の給与）</p> <p>第4条 常勤を要しない職員（<u>法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員</u>を除く。）については、任命権者は、常勤の職員との権衡を考慮し、予算の範囲内で、給与を支給するものとする。</p>

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）であって同法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）は、同条第3項に規定する定年前提任用短時間勤務職員（以下「定年前提任用短時間勤務職員」という。）とみなして、改正後の下呂市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の規定を適用する。
- 3 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）は、定年前提任用短時間勤務職員とみなして、改正後の第2条各号の規定を適用する。

【参考資料】

下呂市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例要綱

1. 改正理由

令和5年4月から、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）が施行され、地方公務員の定年が現行の60歳から段階的に65歳まで引き上げられることに伴い、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 条文中で引用する地方公務員法の条項を改めます。

(第2条関係)

(2) 再任用職員から定年前再任用短時間勤務職員に改めます。

(第2条、第4条関係)

(3) この条例は、令和5年4月1日から施行します。

(附則第1項関係)

(4) 暫定再任用短時間勤務職員について、定年前再任用短時間勤務職員とみなして改正後の下呂市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の規定を適用します。

(附則第2項関係)

(5) 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の第2条各号の規定を適用します。

(附則第3項関係)